



水仙

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支

払届 支払後5日以内

ワン
ポイント

ペイオフと雑損控除 この9月に日本振興銀行が破綻し、一定額の預金を保護する「ペイオフ」が実施されましたが、一定額を超える部分が損失となった場合、残念なことに現行では雑損控除の対象になりません。雑損控除は、地震・風水害などの自然災害や、火災・火薬類の爆発など人為による災害、盗難・横領の場合等に限定されています。

銀行に嫌われずに 融資を受けられる

ポイント

中小企業が、銀行に嫌われずに融資を受けられるポイントについてまとめてみました。

不況のなか、中小零細企業の資金繰り環境の厳しさが続いています。このため、いまや中小企業にとっては、銀行融資をどう取り付けるかが大きな経営課題になっています。

ただ頼みの銀行も「貸し渋り」や「貸し剥がし」に出てくるケースが多々あり、厳しい状況です。そもそも銀行は貸す、貸さないをどうやって判断しているのでしょうか。

銀行の融資に関する考え方や重要視する点、何を望んでいるのかなど、相手を知ることが融資を引き出す近道です。

元銀行マンの話によると、銀行との付き合い方のポイントとして、

- ① 大人しい顧客は損。常に銀行に対して意見具申をする。
 - ② 現在取引している銀行に對し、不満や不安があれば新しい銀行と付き合う。
 - ③ 銀行から依頼された資料は迅速に提出する。
 - ④ 担当者で、当たり外れがある。
 - ⑤ 売掛金や入居保証金、生命保険なども担保にするこゝとができる。
 - ⑥ 税務署の受付印が申告期限を過ぎていてはダメ。税金の未納がないこと。
 - ⑦ 資金繰り表に将来の予測数字を記入する際は、収入は控えめに支出は余裕を持たせる
- などがあります。
銀行マンに嫌われる会社とは、

○ 赤字会社

○ 債務超過会社

○ 繰越損失がある会社

○ 前期決算から現在までに改善が見られない会社

その一方で銀行マンがお付き合いしたい会社は、

○ 経常利益が每期プラス

○ 自己資本が充実

○ 事業の発展性が今後見込める

○ 同業他社と比較して、商品力、企画力、営業力がある

などです。

銀行の貸出方法としては、一般に次のようになります。

【手形貸付】

手形貸付とは、借入証書の代わりに取引先振り出しの銀行宛約束手形の差し入れを受けて貸出しを行うものです。

【証書貸付】

証書貸付とは、「金銭消費貸借契約」の差し入れを受けて貸出しを行うものです。証書貸付は、主に長期間の貸出しや、分割返済の約定のある貸出しに用いられます。

【当座貸越】

当座預金に枠を設け、その枠の範囲でマイナスでも資金を引

き出すことができる当座勘定貸越約定の契約を締結することにより、貸し出すものです。枠の範囲内であれば、自由に借入れ、返済を行うことができます。

【特別当座貸越】

当座貸越と名前は付いていますが、実際は当座預金を使用するのではなく、手形貸付的な要素が強いものです。手形の代わりに払戻請求書を使用し、それに応じた金額を顧客に貸し出すものです。

【手形割引】

自社が所有する受取手形を決済日以前に銀行に持ち込み、資金の融通を受けるものです。所有している受取手形に裏書し、銀行に持ち込むことで、額面から決済日までの利息相当分と手数料が割り引かれて資金を調達できます。

なお、割り引いた手形が不渡りになった場合等一定の事由が生じた場合、割引依頼人は手形を買い戻します。

すなわち、手形の振出人に代わって手形額面額を支払うこととなります。

★銀行の格付け

◎金融機関格付け作業の第一段階

〈債務償還年数〉

- ① 本業収益：経常利益＋減価償却費
- ② 企業の借入金－正常運転資金－現金預金＝収益償還すべき借入金
- ③ ②÷①これが債務償還年数

債務償還年数は一五年以内であることが前提。ただし賃貸業等は二〇年以内が正常先と見られます。債務償還年数が三〇年を超えると無条件で要注意先となります。

《要注意先とは》

◎要注意先の定義

金利減免、棚上げを行っている等貸出し条件に問題がある債務者。業況が低調ないしは不安定な債務者。財務内容に問題がある債務者等今後の管理に注意を要する先

◎要注意先

要注意先は、区分1・2に分かれ、要注意先（区分2）

は基本的に貸出し不可となります。どうなったら区分2になつてしまうかを把握しておく必要があります。

◎要管理先

要注意先のうち、①金融機能再生緊急措置法に定義されている貸出緩和債権②三カ月以上延滞のある先
要注意先を細分化してみるとA図のようになります。

《要注意先にしなくていい先》

◎創業赤字：当期赤字でも事業計画が五年以内で黒字化し、事業計画との乖離が概ね三割以内の先

◎事業部門の買取、多額の設備投資先：前記と同じ

◎中小零細企業：役員報酬額により、赤字になっている。代表者のキャッシュフロー（CF）を入れるとプラス。代表者の実質自己資本を入れるとプラスになる等先

《こんな先は基本的に要注意》

◎二期連続赤字（過性赤字除く）

◎債務超過先（何が債務超過にしているかを把握）

◎債務償還年数が二〇年を超える先（借入金がどういったものかよく把握）

◎延滞先（これは救えない。ただしリスケジュールによる事務上延滞か否かは把握）

《破綻懸念先・実質破綻先・破綻先》

◎破綻懸念先：現状では経営破

A図 要注意先の細分化

実質自己資本		期間損益	黒字（経常・当期共一過性赤字）		
			CFプラス	CFマイナス	
プラス	実質余剰金プラス	1.正常	2.要注意 (区分1)	3.要注意 (区分2)	
	実質余剰金マイナス	4.要注意 (区分1)	5.要注意 (区分1)	6.要注意 (区分2)	
マイナス (実質債務超過)	短期間に解消確実	7.要注意 (区分1)	8.原則なし	9.原則なし	
	基準(計画)期間解消可能	10.要注意 (区分2)	11.要注意 (区分2)	12.原則なし	

綻の状況にはないが経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先

◎実質破綻：法的・形式的な経営破綻の事実（調停、破産、民事再生）は発生していない状況にあると認められるもの、実質的に経営破綻に陥っている先（不渡り一回目、経営者が失踪。支払い停止の先等）

◎破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実の発生している先

《債務超過について》

◎債務超過の解消は俗に基準期間（五年）以内とされています。

◎ただし、再建計画が妥当であると判断された場合は、一〇年以内の解消も認められています。

◎この場合の基準が八〇％ルールです。その意味で、今は赤字となるが、直近の計画と八〇％乖離していない計画を作ることが大きなポイントです。

借入金、葬式費用などは相続財産から控除可能

相続や遺贈では、被相続人が持っていた財産ばかりではなく、被相続人が残した借入金や未払金、未納の税金といった債務も引き継ぎます。

そして、これらの債務は、相続税を計算するときに、遺産総額（相続時精算課税の適用を受ける贈与財産がある場合には、その価額を加算します）から差し引くことができます。

ただし、被相続人が生前に購入したお墓の未払代金など、非課税財産に関する債務は、遺産総額から差し引くことはできません。

また、葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときには、遺産総額から差し引くことができます。

具体的には、葬式や葬送、火葬や埋葬、納骨をするための費用などです。

なお、香典返しの費用、墓石や墓地の買入れ費、初七日や法事などに要した費用は葬式費用にはなりません。

このような債務などを差し引くことのできる人は、その債務などを負担することになる相続人や包括受遺者です。

なお、相続人や包括受遺者であっても、相続又は遺贈により財産を取得したときに日本国内に住所がない人については、一定の場合に、遺産総額から控除できる債務の範囲が限られ、葬式費用も控除することができませんので留意が必要です。

そして、この一定の場合とは、次の二つの要件の全てに該当しないことです。

- (1) 相続や遺贈によって財産をもらったときに日本国籍を有している
- (2) 被相続人若しくは財産をもらった人が被相続人の死亡前5年以内に日本国内に住所を有したことがある

贈与税の配偶者控除 婚姻期間は通算で判断

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は、居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに、最高2,000万円までの控除（配偶者控除）を受けることができます。

この贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合の「婚姻期間」は、受贈配偶者と贈与配偶者との婚姻について、婚姻の届け出があった日から、その居住用不動産または居住用不動産の取得に当てた金銭の贈与があった日までの期間によることになっています。

なお、受贈配偶者と贈与配偶者とが、離婚し再婚した場合であっても、その戸籍上の配偶者であった期間を通算した期間で判断することになります。

印紙税——個人が作成する受取書の取扱い

印紙税において、第17号文書の「金銭又は有価証券の受取書」であっても、受取人にとつて、受け取った金銭などが営業に關しないものである場合には、非課税となります。

そして、受取人が個人の場合には、次のように取り扱われません。

「商人」としての行為は営業になる一方、事業を離れた私的

日常生活に関するものは営業にはなりません。

なお、店舗などの設備がない農業等を行っている者が自分の生産物を販売する行為や、医師、弁護士、税理士などのいわゆる自由職業者の行為に關して作成される受取書は、営業に關しないものとして取り扱われます。